

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」  
基盤的研究・人材育成拠点整備事業 公募要領（案）

## 1. 事業の背景・目的

昨今、経済・社会を取り巻く状況や構造が大きく変化しており、その変化に適切に対応しながら、社会的問題を解決していくため、科学技術イノベーションへの期待が高まっています。限られた資源をより効率的に活用しつつ科学技術イノベーションを展開するためには、経済・社会等の状況、社会における課題とその解決に必要な科学技術の現状と可能性等を多面的な視点から把握・分析すること、その上で、客観的根拠に基づき、合理的なプロセスにより政策を形成することが求められます。

このような社会の要請に応えるためには、客観的根拠（エビデンス）に基づく政策形成を担う専門家、「科学技術イノベーション政策のための科学」という新たな研究領域の発展の担い手となる研究者の育成が必要不可欠であり、文部科学省では、平成23年度より「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』推進事業」の一環として「基盤的研究・人材育成拠点」整備事業を実施することとしました。

平成23年度予算において、国公立大学を対象にこのような人材を育成するための取組を3件程度選定し、我が国の政策のための科学を担う人材育成拠点の形成を総合的に支援します。

## 2. 事業の概要

## (1) 対象機関

国公立大学（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る。））であって、大学院を有する大学。

## (2) 選定件数

総合拠点（仮称）1件、領域開拓拠点（仮称）2-3件程度。

## (3) 実施期間

最長15年間。

支援開始後3年毎に取組状況に関する中間評価を行います。また、支援終了後に支援期間全体の実績に関する事後評価を実施します。中間評価の結果を踏まえ、計画の変更、中止も含めた見直しを行うこともあります。尚、次年度以降の新規の拠点の募集は現在のところ予定しておりません。

## (4) 対象とする構想

本事業の対象となる人材育成拠点に係る構想（以下、「構想」という。）は、当該大学の中長期的なビジョンの下に政策のための科学に関わる人材を育成しようとするもので、以下の内容を満たすものとします。

## ① 総合拠点（仮称）

本拠点は以下の体制・機能を有するものとします。

- 学部卒業または修士課程修了に相当する資格を有し、「科学技術イノベーション政策のための科学」を専門に学び学位取得を希望する者（社会人学生を含む）を対象とした「科学技術イノベーション政策のための科学」に関する博士課程及び修士課程の専攻（またはプログラム）を設置すること。
- 所定のカリキュラム等を修了し、拠点が定める基準を満たす者には「科学技術イノベーション政策のための科学」に関する学位（博士または修士）を授与すること。
- 下記の領域開拓拠点（仮称）と連携し、「科学技術イノベーション政策のための科学」に関する共同プログラムを運用すること。
- 本事業で整備される拠点間の連携の中核として、各拠点及び関係機関との間での必要な調整を行うこと。

## ② 領域開拓拠点（仮称）

本拠点は以下の体制・機能を有するものとします。

- 学部卒業または修士課程修了に相当する資格を有した学生を対象にした、既存のプログラムとは独立した形での、「科学技術イノベーション政策のための科学」に関する人材育成プログラム（専攻、副専攻、プログラム、コース等）を設置すること。
- 所定のカリキュラム等を修了し、拠点が定める基準を満たす者には「科学技術イノベーション政策のための科学」に関する学位（博士または修士）または証明書（サーティフィケート）等を授与すること。
- 総合拠点と協力し、拠点間での共同プログラムの企画・検討を行うこと（必要であればその実施も可能とする）。

①②とも複数の大学による共同申請ができるものとします。

## (5) 構想の策定

- 大学における構想を具体的に記載して申請して下さい。その際の構想は、当該補助金による取組みだけではなく、大学独自で実施する取組みや、本事業の補助金による支援期間終了後の取組みを含めた、総合的かつ長期的な構想として策定してください。
- 構想の実現を担う者で、構想の実現に中心的役割を果たす者として、「構想責任者」を1名選任してください。

## (6) 申請件数

本事業の申請については、1つの大学につき1件までとし、学長名で申請してください。

複数大学による申請については以下の通りとします。

- 連合大学院または共同教育課程による共同申請（これらを設置しようとする構

想による申請を含む)ができるものとします。この場合、基幹大学の学長名で申請して下さい。

- 複数の大学による共同申請もできるものとします。この場合は構成大学の全ての学長名で、構想責任者の所属する大学(主幹大学)を通して申請して下さい。それ以外の大学からはそれぞれ「副構想責任者」を1名ずつ選任して下さい。また、この場合、補助金はそれぞれの大学に交付することを予定しています。

#### (7) 費用

- 採択された構想に対しては、補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。採択された構想の計画が、他の事業に採択され、経費措置を受けているものと内容が重複する場合、本事業として経費措置を受けることができなくなりますのでご注意ください。
- 本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添1に示すものとします。
- 本事業における拠点構想の事業規模は、1拠点あたり年間7,000万円までを上限とします。なお、拠点構想の規模、実施年に応じ、支援する経費の規模は変動するとともに、各年度の最終的な補助額は本事業の予算の状況等に応じて調整します。また、事業開始後3年毎に行われる中間評価の結果は、次年度以降の補助金額の決定に反映され、大幅減額や打ち切りもあり得ます。
- 共同プログラムにかかる経費については、別途支給します。

### 3. 選定方法等

#### (1) 審査手順

本補助金交付先の選定のための審査は、「科学技術イノベーション政策のための科学推進委員会(以下、「推進委員会」という。)」において行います。審査方法は、提出された申請資料による「書面審査」並びに必要に応じてヒアリング審査を経て決定します。

なお、審査に係るヒアリングは、概ね10月上旬に行われる予定であり、ヒアリング対象となる大学については、事前に推進委員会よりその旨の連絡をいたします。申請資料等の内容について責任をもって対応できる者(構想責任者等)におかれましては、ヒアリングに対応可能な状態にしておいてください。

#### (2) 委員会による意見

選定にあたっては、推進委員会において全体構想の観点から意見を付し、他大学からの提案との調整、統合など内容の一部修正を求めることがあります。

### 4. 事業の実施

(1) 選定された大学は、推進委員会の意見を踏まえ、構想等を必要に応じ修正の上、文部科学省へ再提出して下さい。なお、これらについては、検討の結果、更に意見を付すことがあります。

(2) 事業を実施することとなった大学は毎年度、構想等の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省へ提出してください。

(3) 文部科学省は、上記(2)の報告書等から、取組等の進捗状況を確認します。仮に4.(1)により提出された書類に照らし、構想等の実施に不十分な部分が認められる場合には、文部科学省は構想責任者に対し、推進委員会の助言を得つつ改善を求めるとします。

## 5. 提出書類等

本事業への申請は、次に掲げる各事項に留意し、文部科学大臣宛に必要な調書を提出してください。申請期間は以下のとおりです。郵送による提出のみ受け付けます。

### (1) 申請書類

別添2「平成23年度科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」基盤的研究・人材育成拠点整備事業構想調書 作成・記入要領」に基づき、本事業の背景等を十分に踏まえて、所定の様式で調書を作成し、学長から文部科学大臣宛に申請してください。

### (2) 提出方法

申請書類を、平成23年8月〇日(〇)～9月〇日(〇)の期間内に、郵送にて文部科学省科学技術・学術政策局計画官付政策科学推進室に提出してください(消印有効)。封筒に「拠点整備事業申請書類在中」と朱書きの上、配達証明が可能な方法(配達記録、小包、簡易書留)で余裕をもって発送してください。

【提出先】〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省科学技術・学術政策局計画官付政策科学推進室  
電話：03-6734-3984(直通)

### (3) その他

- ① 提出された調書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。
- ② 調書等に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないこともあります。また、虚偽の記載等があった場合、虚偽の記載等を行った構想責任者について、一定期間本事業への参画を制限します。
- ③ 提出された調書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管するようにしてください。
- ④ 推進委員会で選定されたものについては、別途、交付内定及び補助金交付申請手続に関する連絡をいたします。

- ⑤ 申請書類は、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、その他の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守されます。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

文部科学省「個人情報保護」ホームページ

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/koukai/kojin.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm)

## 6. その他留意事項

### (1) 構想責任者等の留意事項

採択がなされ補助金の交付を受けた場合、学長、構想責任者及び経理事務を行う大学の事務局は、以下のことに留意してください。

#### ① 補助事業の遂行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な管理を行わなければなりません。

#### ② 補助金の経理事務等

本補助金の経理事務を適切に行うため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保存することにも注意してください。なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

#### ③ 不正な使用等に関する措置

補助金の不正な使用等が認められた場合には、補助金の全額又は一部の返還を求めるとともに、不正な使用等を行ったプログラム担当者は、以下の期間について、本事業への参画を制限することになります。(他の競争的資金制度等で不正な使用等が認められた場合においても、参画が制限されることがあります。)

(i) 不正な使用を行った場合は、補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年間

(ii) 不正な使用等を行い、本事業以外の用途への使用があった場合は、補助金の返還が命じられた翌年度以降2～5年以内の間で、その内容等を勘案して相当と認められる期間

なお、複数の大学等で共同して申請し、一方の大学において不正な使用を行った場合には、不正を行った大学のみプログラム担当者に対して上記措置がとられます。

#### ④ 重複申請について

現在または今後、国等から助成を受ける経費について、重複して本事業の経費として交付申請することはできません。

- ⑤ その他法令、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

## (2) 評価

事業開始後 3 年毎に中間評価を、事業期間終了後には事後評価を推進委員会で行います。中間評価の結果によっては、当初計画どおり補助金が交付されなくなることがあります。(補助が打ち切られることもあります。)

なお、評価については、委員会で決められた評価方法、基準等に基づいて行われます。

## (3) 公表等

採択決定後、採択された構想の概要を公表する予定です。事業期間中には成果集の作成、フォーラムの開催等を行うことを予定しておりますので、採択された大学はご協力ください。その際、作成した成果集等に関する著作権は、文部科学省に帰属するものとします。また、採択された大学においては、我が国を代表する研究・人材育成拠点として、構想の内容、経過、成果等を各大学のウェブサイト等を活用し積極的に公表し、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、順次更新し「政策のための科学」の普及・振興に向け、積極的に協力していただくこととします。

## 7. 問い合わせ先・スケジュール等

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省科学技術・学術政策局計画官付政策科学推進室

電話：03-6734-3984（直通）

FAX：03-6734-4052

ホームページ：<http://www.mext.go.jp/>○

(本ホームページより、提出調書の様式のダウンロードが可能です。)

### 《スケジュール》

調書の提出期間：平成 23 年 8 月○日 (○) ~9 月○日 (○) (消印有効)

(郵送による提出のみ受け付けます。)

書面審査に係る選定結果の通知 (予定)：平成 23 年 10 月中旬

## 費目の内容

本事業の補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。

### 1. 設備備品費

「設備備品費」は、本補助事業に必要となる設備備品の購入、製造、又は据付等に必要となる経費です。設備備品、消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。設備備品の購入等に際しては、本補助事業の遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。なお、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

### 2. 旅費

本補助事業に必要となる国内旅費・外国旅費費（国内外の出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）、外国人招聘旅費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費）等です。

### 3. 人件費

本補助事業に必要な謝金及び人件費です。

#### ①謝金

本補助事業を遂行するための専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費です。謝金の単価の算定は、補助事業者の規程等に基づき行ってください。例えば、講演等のために招聘した研究者に対する謝金等が挙げられます。

#### ②雇用等経費

本補助事業を遂行するために必要となる者（大学等の教職員を除く。）を雇用等する場合の給与等に使用することができます。例えば、本補助事業において実施する授業を担当するために採用した非常勤教員の給与、住居手当等の諸手当、専任の事務職員の採用に必要な賃金・手当等が挙げられます。

### 4. 事業推進費

本補助事業を遂行するために必要な事業推進費です。

#### ①消耗品費

事務用の消耗品、教育活動用の消耗品、その他の消耗品の代価及び備品に付随する部品等の購入に必要な経費です。

#### ②借料・損料

会議やシンポジウムの開催に必要な会場の借料、物品等使用料及び損料、車輛等の借上げ等に必要な経費です。

③土地建物借料

土地や建物（事務所等）の賃借等に必要な経費です。

④印刷製本費

会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に必要な経費です。

⑤通信運搬費

郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に必要な経費です。

⑥光熱水料

本補助事業に係る使用量が特定できる場合の電気料、水道料、ガス料等です。

⑦雑役務費

設備備品の改造・修繕、各種保守、人材派遣、送金手数料、講習会等への参加、翻訳（謝金による翻訳を除く。）等に必要な経費です。

⑧会議費

会議、シンポジウム、セミナーの開催等に係る飲食代等に必要な経費です。

⑨委託費

本補助事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を外部に委託することができます。例えば、授業評価のためのアンケート結果の集計等が挙げられます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の50パーセントを超えないでください。

⑩交通費

旅費に該当しない近距離の交通費又は乗車の回数券等の購入に必要な経費です。

⑪外注費

本事業を遂行するに当たり必要な外注について使用できます。

5. その他

・本補助事業を遂行するために必要なその他経費（研究機関内の施設・設備使用料、学会参加費、研究成果発表費、広報費、保険料（個人にかかるものは除く）、データ・権利等使用料、委託費）について使用できます。

・他の大学等と連携した取組については、委託費として連携先の機関で経費を使用することができます。



・事業を遂行するために必要であり、事業の本質をなさない定型的な業務についても他に委託して行わせることができます。委託費の総額は、補助金額の50%を超えないようにすること。

・本事業の遂行に直接関連のない経費（酒類や講演者の慰労会、懇親会等の経費、本事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することができません。

・プログラムに属する学生が独創的な活動を行うための経費について、選考手続、受給資格、受給条件、支給額等の内容を盛り込んだ学内規定に基づき、使用できます。この場合は、経費の使途を明らかにした上で使用してください。

・本補助金では教育研究の対価としての人件費（TA・RA）とは別に、給付型支援経費（これを「奨励金」という。）として使用できることとしています。なお、奨励金を使用する際の注意事項は以下の通り。

1. 選考手続、受給資格、受給条件、支給額等の内容を盛り込んだ学内規定等を必ず定め、奨励金の使用を開始するまでに文部科学省に提出し、それに基づき運用すること。

2. 当該学生が1年間継続的に当該学位プログラムに属していることを証明するための書類、及び、日本学術振興会特別研究員事業（DC）やTA・RA等の他の給付型支援経費との重複受給を行っていないことを証明するための書類を作成・保存すること

・プログラムに関わる研究科・専攻に属する学生が共通に履修するコースワーク、研究室ローテーション等に係る教育研究経費としての経費使用は可能です。

・学生への旅費、人件費等の支援は、プログラム履修を対象とします。また、当該教育を支援・補助する者（メンターや支援員等）としての当該プログラムに属さない学生に対する経費の使用は妨げません。

・初年度は、原則として基盤的研究の費用は支給されません。次年度以降については採択された拠点と調整ののち支給する見込みです。